

福島県環境教育等行動計画について

平成25年9月11日

生活環境総務課

1 背景

平成17年3月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針（以下「方針」という。）」について、平成25年3月に「福島県環境基本計画」を見直したこと及び平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」が公布され、都道府県による行動計画策定の努力義務が課されたことなどを踏まえ、方針を見直し、「福島県環境教育等行動計画」として策定する。

2 見直しの方向性

現在の方針を基本とし、環境教育等促進法及び福島県環境基本計画の改正趣旨等を盛り込むための所用の見直しを行い、「福島県環境教育等行動計画」として策定する。

- 家庭、学校、地域、職場等、あらゆる主体間での協働取組の推進を追加
- 放射能に関する記載を追加
- 施策の進捗状況に係る点検体制を整備

(参考)

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(抜粋)

第8条(都道府県及び市町村の行動計画)

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

「福島県環境基本計画(第4次)」(抜粋)

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

- (1) 環境教育・学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の推進が必要

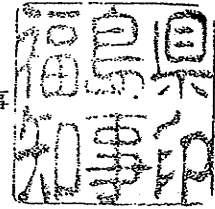
環境教育・学習機会の充実に加え、放射線に関する正しい理解を促進するとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進し、環境保全・回復活動をより一層促進することが大切です。

25生環第1302号

平成25年8月22日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県環境教育等行動計画の策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県環境教育等行動計画の策定について

2 諮問理由

平成17年3月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針（以下「方針」という。）」について、平成25年3月に「福島県環境基本計画」を見直したこと及び平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」が公布され、都道府県による行動計画策定の努力義務が課されたことなどを踏まえ、方針を見直す必要があるため。

（事務担当 生活環境部生活環境総務課 主事 大内 電話 024-521-7156）